

美浜町ふるさと納税及びまちづくり支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 プロポーザル方式の実施理由

本業務は、ふるさと納税制度を活用し、返礼品を通じて美浜町の魅力を発信することで寄附者が増え、地場産品の販路拡大が図られ、地域産業の活性化、関係人口の創出、シティプロモーションの推進を目指すものである。寄附受付から返礼品開発・配送管理に至るまでの関連業務を一元化し、業務の効率化、寄附者の利便性の向上及び寄附金受入額の増加を図ることを目的とするため、高度で豊富な知識や経験、技術を有する民間事業者を選定することができる公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定する。

2 業務の概要

(1) 業務名称

美浜町ふるさと納税及びまちづくり支援業務

(2) 業務概要

別紙「美浜町ふるさと納税及びまちづくり支援業務委託仕様書」を参照

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（長期継続契約の予定）

※審査結果通知日から令和8年3月31日までは業務開始に向けた準備期間とし、これに関する委託料は発生しないものとする。

※令和8年度美浜町予算において、仕様書に記載された内容の予算が確保されなかった場合、本要領において決定した事項は全て無効とする。

(4) 町の経費負担

①業務委託料：寄附金額の6.5%以内（消費税及び地方消費税を除く）

※受領証明書、ワンストップ特例申請書等の送付業務、ワンストップ特例申請受付業務に係る経費は含まない。

※返礼品の調達経費及び返礼品の発送経費は含まず、別途実績額を支払うものとする。

※本町が契約している寄附受付ポータルサイトの利用に係る使用料及び手数料、クレジットカード決済等の決済手数料は含まない。

②受領証明書等の作成・発送業務：寄附金受領証明書等の作成、送付に係る費用（単価契約）

③ワンストップ特例申請受付業務：ワンストップ特例申請受付に係る費用（単価契約）

④返礼品の調達費及び送料：実費（送料は固定でも可）

(5) 委託金額の提案上限額

16,840,000円（消費税及び地方消費税を含む）

＜積算内訳＞

①業務委託料

・寄附金額の6.5%（消費税及び地方消費税を除く）を上限とする。

200,000,000円×6.5%（税別）×1.1=14,300,000円

②受領証明書等の作成・発送業務

10,000件×200円（税込）=2,000,000円

③ワンストップ特例申請受付業務

2,000件×270円（税込）=540,000円

(6) 想定業務規模

- ①寄附金額：200,000,000円
- ②寄附件数：10,000件
- ③受領証明書等発行件数：10,000件
- ④ワンストップ特例申請受付件数：2,000件（うちオンライン申請1,000件）

3 参加資格

本案件に参加できる者は、次の要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 法人税、消費税及び地方消費税並びに市町村税を滞納していないこと。
- (3) 美浜町入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオの要件に該当する者でないこと。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - オ 銀行取引停止処分がなされている者
- (5) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次のアからオのいずれも該当する者でないこと。
 - ア 美浜町暴力団排除条例（平成23年美浜町条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）もしくは同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - イ 自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - ウ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者
 - エ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 前記アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (6) その他、町が特別な理由で不適格と判断する者でないこと。
- (7) 同種業務の実績を有していること。
- (8) 適正な執行体制を有し、本町と緊密な連絡調整を行い柔軟に対応できること。

4 スケジュール

公募から受託候補者選定までのスケジュールは以下のとおりとする。

内 容	日 程
実施要領の公表	令和7年12月4日（木）
質問受付締切	令和7年12月18日（木） 正午まで
質問回答期間	令和7年12月11日（木）～令和7年12月22日（月）
参加申請書受付期間	令和7年12月4日（木）～令和7年12月25日（木）
参加資格審査結果の通知	令和8年1月5日（月）（予定）
提案書類の受付期間	令和8年1月5日（月）～令和8年1月19日（月）
審査委員会の開催	令和8年1月21日（水）～令和8年1月28日（水） ※必要に応じてヒアリングを行い、プレゼンテーション審査は行わない。
審査結果通知	令和8年1月30日（金）
事業開始に向けた準備期間	審査結果通知日から令和8年3月
契約の締結	令和8年4月1日（水）

※日程で時間を定めていない場合は、土、日、祝日、年末年始を除く開庁日の
午前9時から午後5時まで。

5 参加申請

参加を希望する者は、以下の書類を各1部提出すること。

(1) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
①	公募型プロポーザル参加申請書（様式第1）	
②	会社概要説明書（様式任意）	
③	業務実績書（様式任意）	
④	法人登記事項証明書または履歴事項全部証明書	発行後3ヶ月以内のものであること
⑤	納税証明書（過去3か年分）	国税及び地方税の滞納をしていないことを証明する書類 発行後3ヶ月以内のものであること

(2) 提出方法

郵送または持参

(3) 受付期間

令和7年12月4日（木）午前9時～令和7年12月25日（木）午後5時（必着）

(4) 提出先

〒470-2492 愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面106番地
美浜町総務部地域戦略課プロモーション係

(5) 留意事項

ア 上記の提出方法以外による提出は、一切受け付けない。

イ 参加申請後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式任意）を郵送または持参にて上記提出先に提出すること。なお、提出された提出書類は返却しない。

(6) 参加資格審査結果の通知

ア 提出された参加申請書等に基づき、申請者の参加資格の有無について審査したうえで参加者を決定する。

イ 参加資格の結果については、申請者に対し公募型プロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第2）により、郵送にて通知する。

6 質疑応答

(1) 質問方法

①受付期間：令和7年12月18日（木） 正午まで

②提出方法：質問書（様式第3）を電子メールにより提出すること。メールの件名は「美浜町ふるさと納税支援業務委託質問【企業名】」と記載し、電子メール送信後に提出先へ電話で受信確認をすること。

※電子メール以外の方法（口頭、電話、持参、郵送、FAX等）での提出や指定様式以外での質問は受付しない。

※受付期間以外の質問には、原則として回答しない。

③提出先：美浜町役場総務部地域戦略課（senryaku@town.aichi-mihama.lg.jp）

(2) 回答方法

①回答方法：町ホームページ上に記載し、個別での回答はしない。

②回答期間：令和7年12月11日（木）～令和7年12月22日（月）

7 提出書類

公募型プロポーザル参加資格審査結果通知書にて参加資格を有することを認める旨の参加資格審査結果を受けた者は、以下のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
①	企画提案書（様式任意）	本実施要領、仕様書、評価基準の内容を踏まえ、提案者としてのアピールポイントを明記して作成すること。提案項目については7（7）のとおり。
②	見積書及び内訳書（様式任意）	契約権限者印を押すこと
③	その他町長が必要と認める書類	

(2) 提出部数

①データ：1部

②紙ベース：1部

(3) 提出方法

①データ：電子メール

②紙ベース：郵送または持参

(4) 受付期間

令和8年1月5日（月）午前9時～令和8年1月19日（月）午後5時（必着）

(5) 提出先

〒470-2492 愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面106番地

美浜町総務部地域戦略課プロモーション係

E-mail：senryaku@town.aichi-mihama.lg.jp

(6) 留意事項

ア 提出書類はA4版で作成すること。

イ 企画提案書には、社名、代表者名、ロゴなど、事業者名等の応募者名を連想させる事項は一切記載しないこと。

ウ 提出した企画提案書等の著作権は、提出した法人に帰属する。ただし、町は公表等において

て必要な場合は、企画提案書等の内容の全部または一部を使用できるものとする。

エ 応募は、1法人につき1案に限る。

オ 提出書類は、受付期間内のみ受付する。受付期間内に必要な提出書類及び部数の提出がない場合は、応募がなかったものとして取扱う。

カ 受付期間後に提出書類の追加、訂正、差替え、再提出は認めない。

キ 審査委員、本件業務に従事する町職員及び町関係者に対して、所定の方法（質問書による質問等）以外で、応募に係る不正な接触の事実が認められた場合は、失格とする。

ク 提出書類は、返却しない。

ケ 提出書類に虚偽がある場合、応募を無効とし所要の措置を講じることがある。

コ 町の配布する実施要領等は、応募に係る検討以外の目的での使用を禁ずる。

サ 提出書類は、美浜町情報公開条例の規定に基づく開示請求により、個人に関する情報等の非公開とすべき部分を除き公開されることがある。このため、企画提案書等の作成に当たっては、公開の対象になることを前提に内容を記載すること。また、契約締結後、企画提案書及び関係資料については、個人情報に係る部分を除き、町公式ウェブサイトへの掲載により公表することがある。

シ 提出書類に用いる言語、通貨および単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

（7）提案項目

提案項目	提案内容
基本事項	本町のふるさと納税事業の現状及び市場動向を踏まえた対応策及び寄附額、寄附件数の目標設定と目標達成に向けた全体戦略・考え方、意気込み、実施体制について記載すること。また、それらの事項について、他団体での特徴的な事例についても記載すること。
ポータルサイト管理運営業務	本町が使用するポータルサイトの管理運営、新規ポータルサイト導入時のサポート体制について記載すること。
寄附受付対応業務	寄附者の問合せ対応（コールセンターの実施体制、実際の寄附者対応の実例等）の詳細を記載すること。また、寄附者情報の管理について、使用するシステム、セキュリティ対策についても記載すること。
寄附金受領証明書、ワンストップ特例申請関連業務	寄附金受領証明書の発行、ワンストップ特例申請一括代行に係る作業スキームや作業実施体制（全体体制図、個人情報保護体制及び繁忙期の対応・体制等）を記載すること。
返礼品提供事業者開拓・支援	本町の返礼品の充実に向け、提案者が実施する新規事業者開拓、返礼品開発や事業者発展に向けた支援に関する企画提案について詳細を記載すること。また、返礼品提供事業者に対するサポート内容、返礼品の配送管理について詳細を記載すること。
広告・プロモーション	本町のふるさと納税寄附額の増額に向けて、提案者が各ポータルサイトの掲載内容の充実や返礼品の魅力向上のために実施する内容や、独自に実施するPRや広告宣伝に関する企画提案について詳細を記載すること
その他の提案	その他の特徴的な取り組みについて記載すること。

8 審査に関する事項

(1) 審査方法

審査は、町が別に定める委員により組織された「美浜町ふるさと納税及びまちづくり支援業務プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)が行い、受託候補者の選定にあたっては、審査委員会が提出書類による審査を行い、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、業務の実施能力等を評価する「企画技術評価点」と、価格を評価する「価格評価点」を採用し選定する。なお、審査委員会は非公開とし、プレゼンテーションによるヒアリングは行わない。

(2) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

※企画技術評価点は、各委員が「評価基準」の各評価項目について、提案内容等を評価する。

委員の採点点数の平均値（小数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位止めとする。）とする。

※価格評価点は、すべての提案者の見積金額のうち、最低の見積金額を当該提案者の見積金額で除して得た額に、価格評価点の配分得点を乗じた数値とする。

(3) 配点

企画技術評価点と価格評価点の配分得点は、次のとおりである。

区分	企画技術評価点の配分得点	価格評価点の配分得点	合計
配点	270点	30点	300点

(4) 受託候補者の決定

ア 評価点の合計が最も高い者を受託候補者とする。

イ 採点結果が同点の場合は、事業委託金額が低い提案者を受託候補者とする。さらに事業委託金額が同額であった場合、評価項目における「提案内容の的確性」に関する審査委員の点数によって決定する。

ウ 本プロポーザルへの参加者が1者のみの場合、本要領及び仕様書に定める水準を満たす提案であれば、審査の結果においてその者を受託候補者として選定する。ただし、評価点の合計が200点（300点満点）未満の場合は、受託候補者となることはできない。

9 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果は、公募型プロポーザル審査結果通知書（様式第4）により通知する。

(2) 審査の概要について、町公式ウェブサイトにおいて公表する。なお、審査内容及び審査結果に対しての異議は認めない。

(3) 選定されなかった者は、その理由について上記（1）の通知日の翌日から起算して7日以内に文書により説明を求めることができる。なお、文書以外の方法による問い合わせ及び上記の内容以外の問い合わせには応じない。

10 契約の締結

(1) 本プロポーザルにより選定した受託候補者を相手方として、業務の履行に必要な具体的な条件などの協議と調整（以下「契約交渉」という。）を行う。この契約交渉が整ったときには、美浜町契約規則（平成11年美浜町規則第21号）の規定に基づき、受託候補者に見積徴収を行った後、その見積金額（ただし、町の予算の範囲内の金額とする。）により契約を締結する。

(2) 仕様書及び提案を受けた内容等については、本町と受託候補者との協議により、変更することがある。

(3) 受託候補者が申込書の提出から契約締結までの間に指名停止の措置を受けた場合、その他契約の締結が不適当と認められる事実があった場合は、その者との契約締結を行わず、次点の候

補者を契約交渉の相手方とする。

- (4) 令和8年度美浜町予算において、仕様書に記載された内容の予算が確保されなかつた場合、本要領において決定した事項は全て無効とする。

1.1 その他留意事項

- (1) 事業者は、業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務の一部など軽微なものや再委託することは本業務の目的達成に効果的に資すると認められるものについては本町と協議のうえで再委託することができるものとする。
- (2) 本プロポーザルの参加及び契約等に係る経費については、全て事業者の負担とする。
- (3) 本実施要領に示した書類のほかに、記載内容を証明するために必要と認められる書類の提出を求めることがある。
- (4) 本プロポーザルの企画提案書等の作成のために本町から受領した資料及び知り得た情報等は、公表または自己の利益のために使用してはならない。

1.1 担当課・連絡先

美浜町役場総務部地域戦略課プロモーション係

〒470-2492 愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面 106 番地

美浜町総務部地域戦略課

TEL : 0569-82-1111 (内線227)

FAX : 0569-82-4153

E-mail : senryaku@town.aichi-mihama.lg.jp

美浜町ふるさと納税及びまちづくり支援業務公募型プロポーザル評価基準

評価項目	評価内容		配点		
1. 基本項目	1-①事業目的の理解	美浜町がふるさと納税の推進を強化する背景及び目的、ふるさと納税制度の趣旨など事業目的を理解した提案となっているか。	30 点		
	1-②提案内容の的確性	美浜町のふるさと納税事業の現状や課題、仕様書の内容を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。			
	1-③業務実績	本業務と同種業務の実績があるか。			
2. 業務実施体制	2-①体制・人員	寄附金受領証明書の発行、ワンストップ特例申請の処理、返礼品の在庫管理及び発注・発送対応について、迅速かつ適切に対応するための体制、スケジュール、手法が提示されているか。	30 点		
		日常的に美浜町と連絡・情報共有しやすい環境が整えられているか。また、美浜町専任または主業務として対応できる人員が豊富に確保され、提案内容や本町施策の推進ができる体制・人員、対応工数となっているか。			
3. ポータルサイト運営	3-①ポータルサイトの管理運営	各ポータルサイトの管理及び新規立ち上げが可能か。また、返礼品の新規登録時及び情報更新時において、迅速かつ適切な対応が可能か。	15 点		
4. 寄附受付対応	4-①寄附の受付対応	寄附者からの問合せやクレームに対し、迅速かつ適切に対応できる体制が提示されているか。また、町の負担を極力少なくするための体制が提示されているか。	25 点		
	4-②ファン・リピーター獲得	寄附者が、美浜町のファンやリピーターに発展するような具体的な施策提案がされているか。また、これまでの実績等を踏まえ実現性があると考えられるか。			
5. 寄附情報管理制度システム	5-①管理システムの運用	寄附金や返礼品の受発注等を管理できるシステムについて、既存のシステムまたは新規のシステムを導入し、適切に管理することが期待できるか。当該システムは本町及び返礼品提供事業者にとって使用しやすいといえるものか。	20 点		
	5-②情報セキュリティ	情報セキュリティ、特定個人情報の取扱い、情報の漏えい防止策及びデータ保守について、適切な措置や体制がとられているか。また、万一、トラブルが発生した際の適切な対応方針が提示されているか。			
6. 返礼品企画開発	6-①返礼品提供事業者開拓	返礼品提供事業者との十分な関係性構築をしたうえで、事業者を開拓するための考え方、手法及び接触頻度など対応方針が提示されているか。	55 点		
	6-②返礼品の企画開発	返礼品の企画開発について、地域の魅力向上及びファン獲得につながるような明確な戦略及び方針が提示されているか。また、これまでの実績等を踏まえ実現性があると考えられるか。			
	6-③返礼品提供事業者フォロー	返礼品提供事業者からの問合せに迅速かつ適切な対応が可能な体制が提示されているか。また、返礼品提供事業者の発展及び負担軽減を促すための適切な対応方針が提示されているか。			
7. プロモーション	7-①ポータルサイト上のプロモーション	返礼品の掲載画像について、写真撮影、サムネイル・サブ画像・バナーの制作など、ポータルサイト掲載における具体的な施策提案がされており、これまでの実績をもとに成果が期待できるか。また、当該クリエイティブについて、本町の著作物として2次利用ができるなど融通が利く提案となっているか。	65 点		
		返礼品の紹介文の改良、SEO対策など、ポータルサイト掲載時における具体的な施策提案がされており、これまでの実績をもとに成果が期待できるか。また、施策実施後のデータ分析及び改善サイクルは明確か。			
		各ポータルサイトの特徴を活かしたプロモーションの施策について、具体的な施策提案がされており、これまでの実績をもとに成果が期待できるか。また、施策実施後のデータ分析及び改善サイクルは明確か。			
8. その他	7-②ポータルサイト外でのプロモーション	SNS運営、カタログ及びパンフレット制作、受注者の保有アセット等を活用した具体的なプロモーション施策の提案がされており、これまでの実績をもとに成果が期待できるか。また、施策実施後のデータ分析及び改善サイクルは明確か。	30 点		
	8-①魅力発信の方策	魅力発信及び地場産品の販路拡大による地域活性化に関する業務として、美浜町のまちづくりにつながるような具体的な方策や提案が積極的になされているか。ただし、提案上限額の範囲内で行うもので、追加費用を伴わないものとする。			
	8-②その他	仕様書に記載のない、または記載内容を超えるもので、本町のふるさと納税事業に有益であると考えられる提案があるか。ただし、提案上限額の範囲内で行うもので、追加費用を伴わないものとする。			
企画技術評価点 小計			270 点		
価格評価点	満点(30点) × (全提案者の見積金額のうち最低見積金額／提案者の見積金額)		30 点		
価格評価点 小計			30 点		
合計			300 点		